

「草の根・人間の安全保障無償資金協力」外部委嘱員募集

在パナマ日本国大使館では、当館が実施する「草の根・人間の安全保障無償協力」に関する業務を補助する外部委嘱員 (1名)を募集します。

応募を希望される方は、下記に沿って必要書類を所定の方法で提出してください。多くの 方々の応募をお待ちしています。

記

1 「草の根・人間の安全保障無償資金協力」

「草の根・人間の安全保障無償資金協力」は、人間の安全保障の理念を踏まえ、開発途上 国における経済社会開発を目的とし、地域住民に直接裨益する、比較的小規模な事業のため に必要な資金を供与するものです。

・「草の根・人間の安全保障無償資金協力」の概要は以下のとおり。 外務省ホームページ

・パナマにおける「草の根・人間の安全保障無償資金協力」の実施状況は以下のとおり。 在パナマ日本国大使館ホームページ

2 業務内容

外部委嘱員は、大使館との委嘱契約に基づき、担当職員の指示のもと、パナマにおける「草の根・人間の安全保障無償資金協力」の案件形成、案件の進捗管理及び案件実施後のフォローアップに関わる業務を行います。具体的な業務は以下のとおりです。

(1) 案件の形成にかかる調査

「草の根・人間の安全保障無償資金協力」各案件の実施前に、 当該地域の現状、問題点、援助ニーズ等を踏まえ、案件の形成ま たは実施に必要な事前調査を行います。事前調査の際には、プロ ジェクトサイトに赴きます。また、要請を行った被供与団体と調 整を行い、案件形成のための資料作成を行います。



(2) 贈与契約の署名式や供与式のアレンジ及び補助業務

実施が決定された案件について、贈与契約の署名式の運営を行い、また、案件開所式や供与式の際には、そのアレンジ、大使館幹部とともに式典への同行や報告書の作成等を行います。

(3)報告書等の文書の取り付け

要請書、報告書等、「草の根・人間の安全保障無償資金協力」の実施に関連する文書を被供与団体から取り付けます。

(4) 案件管理、フォローアップ

実施中の案件について、進捗状況の管理を行います。また、過去 に実施した案件について、状況等のフォローアップを行います。

(5)情報収集

パナマの経済環境が人々の支援ニーズひいては草の根案件業務に結びつくことから、新聞やインターネット等の公開情報からパナマ経済にかかる幅広い情報収集を行い、報告書に纏めてもらいます。



在パナマ日本国大使館(パナマ共和国パナマ市内)

4 委嘱期間

2025年4月1日~2026年3月31日。

ただし、本人が希望し、かつ当館が適当と認める場合には委嘱開始から最長で通算3年間まで延長することができます。

5 応募条件等

- (1)日本国籍を有する方
- (2) 開発協力業務に関心のある方
- (3) 語学力:日本語及びスペイン語の能力(文書作成及び会議等の会話において十分な能力) を有する方
- (4)必要な技能:上記業務に必要なコミュニケーション能力、調整能力、事務処理能力 (ワード、エクセルその他基本的なパソコン操作)を有すること。また、国際 協力に携わった経験があれば望ましい。
- (5) 青年海外協力隊経験:不問
- (6)年齡:不問
- (7)募集人数:1名
- (8) 心身ともに健康であること。







6 待遇

(1) 謝金:外務省外部委嘱員制度の規定により支給

(2) 住居費: 限度額の範囲内で実費支給

(3) 旅券:一般旅券

(4) 渡航費:外部委嘱員制度の規定に沿って、現在居住都市から当地までの渡航費用(往 路及び復路分航空賃(ディスカウント・エコノミークラス最短距離),空港使 用料、査証料、予防注射接種料、支度及び移転料)を支給。

7 応募方法

- (1)履歴書(形式自由。顔写真添付。職歴、日本語及び西語のレベル、海外在住経験及び志望理由等を明記)、最終学歴・語学力を証明できるもの(写し可)をEメール・(donacion@pn. mofa. go. jp)にて送付して下さい。
 - (2) 応募期間: 2025年2月5日(水)まで。

※ご提出いただく個人情報は、採用選考の目的の範囲内で利用します。なお、応募書

類は返却しませんので予めご了承下さい。

※応募期間を延長する場合があります。その場合は、 当館ホームページにてお知らせします。

8 選考方法

- (1) 一次選考(書類審査)を行い、二次選考(Microsoft Teams 等による面接試験)対象者に対して2月12日(水)頃までに二次選考の案内を送付します。なお、二次選考対象とならなかった方には案内はございませんので、予めご了承下さい。
- (2) 二次選考は、2月中旬から2月下旬に実施する予定です。
- (3)一次選考及び二次選考の結果を総合的に評価し、二次選考対象者に対して2月下旬を目処に最終結果を通知します。
- (4) 選考過程や結果に関する問い合わせには一切お答えできません。

9 留意事項

- (1) 外部委嘱契約は雇用契約ではなく、「草の根・人間の安全保障無償資金協力」という 特定業務の一部を委嘱する委嘱契約です。したがって、通常の雇用契約に含まれる各種の待 遇は適用されません。海外旅行傷害保険等にはご自身で加入していただく必要があります。
- (2)外部委嘱員は大使館職員として雇用または派遣されるのではなく、日本政府や在外公館を代表するものではありません。
- (3)外部委嘱員は、業務上知り得た情報を対外的に明らかにしてはいけない守秘義務を有しています。
- (4) 外務委嘱契約は、令和7年度予算の成立を条件としています。

10 問合せ先・履歴書提出先

在パナマ日本国大使館

経済協力班担当:福永、小竹

電話番号: (+507) 263-6155

E-mail: donacion@pn. mofa. go. jp



たくさんの応募をお待ちしております!

